

IPv6 普及・高度化推進協議会規約

第1条（名称）

本会は「IPv6 普及・高度化推進協議会（英名 IPv6 Promotion Council of Japan）」（以下「協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

協議会は、インターネットを21世紀の高度情報通信ネットワーク社会基盤として再確認し、IPv6による次世代インターネットの普及促進をはかり、かつ、国民が利用しやすい環境を形成するための諸事業を行い、もって「e-Japan 構想」を推進し、新しい生活と産業の具現化に資することを目的とする。

第3条（事業内容）

- （1）IPv6による次世代インターネットの普及と利用促進に係る諸事業の企画、立案および実施
- （2）IPv6による次世代インターネットに関する啓発・広報活動
- （3）IPv6による次世代インターネットの普及推進に向けた政策提言活動
- （4）その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出した次の会員により構成する。

- （1）一般会員は、理事会の承認を得た法人、団体又は個人とする。
- （2）後援会員は、本会の行う諸事業に関し会長が特に必要と認めた法人、団体又は個人とする。

第5条（会員の退会）

- （1）協議会の会員はいつでも事前通知にて自主的に退会することができる。
- （2）前項に加え、下記の場合会員を退会させることができる。
 - ア．所定期間内に協議会が定める会費その他の負担金を納めなかったとき。
 - イ．協議会の趣旨にふさわしくない行為を行ったと理事会が合理的に判断し、かつ理事のうち3分の2以上が当該会員の退会に同意したとき。

第6条（会員の権利）

- （1）会員は、協議会の会員であることを、自社のIPv6による次世代インターネット関連事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。協議会の会員である旨の表示については、別途定めるところに従う。
- （2）会員は協議会が行う、広告、広報、催事等において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

- (3) 会員は、協議会が実施する活動に参加することができるとともに、個々の活動において参加しない権利も有する。

第7条（会員の義務）

- (1) 会員は、活動計画に則った広告、広報、催事、顧客発掘活動等の費用及び人員の供出について、総会の決議に基づき積極的に協力する。
- (2) 会員は、協議会が実施する広告、広報、催事等においてその名称が利用されることを承認する。

第8条（役員）

- (1) 協議会に会長1名および最高顧問1名を置き、総会で会員の互選により選任する。
- (2) 会長は協議会を代表するとともに、会務を総理する。
- (3) 最高顧問は会長に必要な助言を行う。
- (4) 協議会には理事10名以上、30名以下を置き、総会で会員の互選により選任する。
- (5) 第14条第3項で選任された専務理事は会長を補佐し、あらかじめ理事会の定めた範囲で会務を代表することができる。
- (6) 協議会に会計監事若干名を置き、総会で会員の互選により選任する。
- (7) 会計監事は、協議会の会計を監査する。
- (8) 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（顧問）

- (1) 協議会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は会長が指名する。
- (3) 顧問は、協議会の運営に関して必要な助言を行う。

第10条（総会）

協議会の最高決定機関として総会を置く。

第11条（総会の開催及び召集）

- (1) 総会は原則として年1回開催する。ただし、理事会の議決または、会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、速やかに総会を招集する。
- (2) 総会は会長が召集し、会長が議長を務めるものとする。

第12条（総会の成立）

- (1) 総会は、全一般会員の過半数の出席により成立する。
- (2) 総会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含む。

第13条（総会の議決）

- (1) 総会の議事は、出席している一般会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

- (2) 総会における議決は、認証によって裏付けられた電子メールによる委任状も含む。
- (3) 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
 - ア 役員の選出
 - イ 規約の改正
 - ウ 事業計画及び事業報告
 - エ 予算及び決算
 - オ その他協議会の運営上重要な事項
- (4) 総会は全て事務局で議事録を作成し、全会員に報告する。

第 1 4 条 (理事会)

- (1) 協議会に理事会を置く。
- (2) 理事会は会長および理事により構成する。
- (3) 理事会には専務理事および常務理事を置き、理事会の互選に基づき選任する。
- (4) 理事会の議長は会長とし、専務理事がこれを代行することができる。

第 1 5 条 (理事会の職務)

理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) 各年度の事業計画案及び事業報告案
- (3) 各年度の予算案及び決算案
- (4) 協議会の運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項
- (5) その他、会長が協議会の事業に関し必要と認める事項

第 1 6 条 (理事会の運営)

理事会は、理事会議長が召集し、運営する。

第 1 7 条 (ワーキンググループの設置及び構成等)

- (1) 理事会は、協議会の事業を円滑に推進するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループには主査を置く。主査は、会員のうちから理事会の審議を経て理事会議長が指名する者とし、ワーキンググループを運営する。
- (3) ワーキンググループの構成及び運営方法等については、主査が定めるところによる。

第 1 8 条 (会費)

- (1) 協議会の運営に必要な経費を賄うため、一般会員から会費を徴収する。
- (2) 会費等については、別途定める。

第 1 9 条 (事務局)

- (1) 協議会の事務処理のため事務局を置く。

(2) 事務局は会長が統括する。

第 2 0 条 (名称・ロゴマークの使用)

名称及びロゴマークの使用方法については別途定める。

第 2 1 条 (会計年度)

会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 2 2 条 (その他)

本規約に定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は理事会において定める。

附則

第1条（施行期日）

この規則は、平成13年10月15日から、施行する。

第2条（設立年度における会計期間等）

設立年度における会計期間は、設立の日から平成14年3月末日までとし、設立年度における役員の任期は、設立の日から次期（通常）総会までとする。

第3条（経過措置）

この規約の施行の際、現にこの規約を議決した総会の主催団体により承認された一般会員である者又は後援会員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第2項の規定により一般会員として理事会の承認を得、又は同条第3項の規定により後援会員として認められたものとみなす。

平成13年10月15日 制定

平成13年12月15日 改正

IPv6 普及・高度化推進協議会の年会費に関する細則

IPv6 普及・高度化推進協議会（以下「協議会」という）の年会費については、以下により取り扱うこととする。

1. 年会費は以下の通りとする。

法人会員： 10万円

理事会員： 50万円

個人会員 / 後援会員： 無料

2. 但し、個人として理事を務めるものについては、無料とする。

3. 年会費は、毎年12月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。

4. 年度途中の入会に係る会費にあっても、年額を納入するものとする。

5. 退会の申し出があった場合にあっても、納入した年会費の返還は行わないこととする。

平成13年10月15日 制定

平成19年2月22日 改正